



2020年12月11日

各 位

会 社 名 サンデンホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 西 勝也
(コード番号 6444、東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 財務経理本部長 秋間 透
TEL(03)5209-3296

事業再生 ADR 手続における第 2 回債権者会議の続会及び第 3 回債権者会議の開催等に関するお知らせ

本日開催されました、事業再生 ADR 手続における第 2 回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）の続会及び第 3 回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）について、下記の通りお知らせいたします。

記

当社及び一部の当社子会社（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、2020年7月14日付「事業再生 ADR 手続における第 1 回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組みつつ、スポンサー候補らとの間で、資本業務提携を通じた協創を現在模索しております。

本日開催の第 2 回債権者会議（事業再生計画案の協議のために債権者会議）の続会及び第 3 回債権者会議（事業再生計画案の決議のために債権者会議）において、現時点における事業再生計画案の策定状況等の報告を行いました。

現状、新型コロナウイルス感染症等の影響が続いており、事業再生計画案の策定にいましばらくの時間を要する見通しのもと、事業再生 ADR 手続を継続させていただいております。本日、お取引金融機関様に延長後の新しいスケジュール案をお示しし、ご承認をいただきました。また、主要取引金融機関からのつなぎ融資を含む資金支援に係る債権について引き続き優先弁済権を付与することについても、お取引金融機関様のご承認をいただきました。

当社らは、引き続き、事業再生 ADR 手続の中でお取引金融機関様と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、対象債権者となる全てのお取引金融機関様の同意による事業再生計画の成立を目指してまいります。

事業再生 ADR 手続に関する今後のスケジュールは以下のとおりです。

第 2 回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）の再続会 2021年3月12日予定
第 3 回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）の続会 2021年4月27日予定

ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更され、必要に応じて続行期日を設ける可能性があります。

以上